

平成18年11月15日

財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会の公表した「金融商品に関する会計基準」の取扱いについて

財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会から平成18年8月11日付で公表された「金融商品に関する会計基準」については、下記のように取り扱うこととする。

記

「金融商品に関する会計基準」は、証券取引法の規定の適用に当たっては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として取扱うものとし、平成18年8月31日以後終了する事業年度に係る財務諸表及び連結会計年度に係る連結財務諸表並びに同日以後終了する中間会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用することとする。

ただし、平成18年5月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表及び連結会計年度に係る連結財務諸表並びに同日以後終了する中間会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用することができることとする。